

包装資材の販売や椎茸等のパック詰め請負業を自主的避難等対象区域で営んでいた申立人につき、その販売先や注文主が風評被害を受け、又は警戒区域からの避難を強いられたことによる売上減少に伴う損害（間接被害）が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X株式会社（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

	損害項目	金額	期間
1	営業損害（但し、段ボール等製造販売事業・包装資材販売事業にかかる営業損害）	1842万1088円	自 平成23年 3月11日 至 平成23年12月31日
2	営業損害（但し、パッケージング事業にかかる営業損害）	348万5053円	
3	弁護士費用	65万7185円	
	合計	2256万3326円	

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目についての和解金として、合計金2256万3326円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、第1項に掲げる損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務が存在しないことを相互に確認する。

5 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年12月10日

(仲介委員 高井章光)